

## 卒業後に日本で就職活動を継続するための在留資格の推薦状発行について

APU キャリア・オフィス

国際学生が、大学卒業後、日本で就職活動を継続することを目的として日本に滞在するためには、入国管理局に在留資格変更許可申請をしなければなりません。この申請には大学からの推薦状が必要です。推薦状発行のための手続きを以下のとおり案内します。

### 1. 制度の概要

大学卒業後、就職活動を継続することを目的として日本に滞在するにふさわしいと大学が推薦できる場合には、「留学」から「特定活動」への在留資格変更が許可され、6ヵ月間滞在することが可能になります。

### 2. 対象となる学生

- (1) 2021年3月卒業見込者
- (2) 日本国内の企業への就職活動に積極的に取り組んでいること（活動履歴があること）
- (3) 申請時点で日本企業での内定、内々定を得ていないこと
- (4) 卒業後も引き続き日本での就職活動を強く希望する学生であること
- (5) 今後の具体的な就職活動スケジュールが確定していること
- (6) 日本語能力が高いこと  
（日本語能力試験N2以上に合格していること、もしくは日本語上級の単位を取得していることが望ましい）
- (7) 懲戒履歴がないこと。活動中の経済的余裕があること。

### 3. 推薦状発行申請に必要な書類

- (1) 推薦状発行依頼書兼誓約書
- (2) 推薦状発行依頼書（基本情報）
- (3) 日本での就職・就職活動について
- (4) これまでの就職活動状況について ※以下の資料を添付すること
  - ① これまで就職活動を行っていたことを証明するもの（企業からのE-mailのコピーなど）
  - ② 企業へ提出した履歴書・エントリーシートのコピー（最低1社）
- (5) 今後の具体的な就職活動スケジュール
- (6) 成績証明書
- (7) 卒業見込証明書
- (8) 預金通帳の写し、または送金証明書

### 4. 推薦状発行のための手順

- ① 上記(1)～(7)の書類をキャリア・オフィスにメールで提出（提出締切：2021年1月15日（金）16:30）。  
※メール送付先：career2@apu.ac.jp、件名は「特定活動（就職活動）＋氏名」
- ② キャリア・オフィスによる在学中の状況確認・書類選考。  
在学中に学生の本分に反する行為をし、注意を受けた場合は全て申告すること。  
例：無免許運転、万引き、カンニング、大学施設の破損または滅失。
- ③ 就職部長 ZOOM 面談（キャリア・オフィス）／2月8日（月）～12日（金）  
1月29日（金）に書類選考の可否連絡を行います。書類選考通過者のみ ZOOM 面談を行います。
- ④ 最終結果連絡  
3月4日（木）に最終結果の連絡を行い、キャリア・オフィスより通過者へ推薦状を郵送いたします。

### 5. 推薦状発行申請締切

推薦状発行を希望する学生は、2021年1月15日（金）16:30までに、必要書類一式をキャリア・オフィスにメールで提出してください。締切日以降は受付をしませんので、注意してください。

### 6. その他

推薦状は原則1回のみの発行とし、内定が得られた場合は必ず APU キャリア・オフィスに報告する必要があります。入国管理局への手続きは在留期限内に行う必要がありますので、よく注意して間違いのないようにしてください。

≪注意≫ 在留資格変更の手続きは本人が入国管理局にて行います。在留資格変更の可否は入国管理局によって判断されますので、大学からの推薦状があれば必ず「特定活動」の在留資格をもらえるというわけではありません。